

療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等の一部を改正する件
○厚生労働省告示第二百三十六号

保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十五号）第十九条第一項本文、保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十六号）第九条本文並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準（昭和五十八年厚生省告示第十四号）第十九条第一項本文及び第三十一条本文の規定に基づき、療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等（平成十八年厚生労働省告示第百七号）の一部を次の表のように改正し、令和三年六月十八日から適用する。

令和三年六月十七日

厚生労働大臣 田村 憲久

改 正 後		改 正 前	
別表第1	第1部 内 用 薬 品 名 (あ)~(み) (略) (削る) (削る) (ゆ)・(ろ) (略) 第2部・第3部 (略)	規格単位	
別表第2	第1部 内 用 薬 品 名 (あ)~(め) (略) (も) (略) 局 モサプリドクエン酸塩錠 5mg「テバ」 モビコール配合内用剤 (略) (ゆ)~(ろ) (略) 第2部~第5部 (略)	規格単位	
	第6部 追 補 (2) 内 用 薬 品 名 (え) 局 エパルレストアット錠50「タツミ」	規格単位	50mg 1錠
	外 用 薬 品 名 (と) トリシノロンクリーム0.1% トリシノロンゲル0.1%	規格単位	0.1% 1g 0.1% 1g
	(ふ) 局 ファルジーテープ70mg プレドニゾロンクリーム0.5%「タツミ」	規格単位	10cm x 14cm 1枚 0.5% 1g
別表第1	第1部 内 用 薬 品 名 (あ)~(み) (略) (も) モビコール配合内用剤 (ゆ)・(ろ) (略) 第2部・第3部 (略)	規格単位	6.8523g 1包
別表第2	第1部 内 用 薬 品 名 (あ)~(め) (略) (も) (略) 局 モサプリドクエン酸塩錠 5mg「テバ」 (新設) (略) (ゆ)~(ろ) (略) 第2部~第5部 (略) (新設)	規格単位	5mg 1錠